



—記者発表資料—

令和 3 年 4 月 19 日
日本下水道事業団

茨城県結城市との災害支援協定の締結について

日本下水道事業団（JS）は、災害発生時において下水道施設に被害が発生した場合にも、現地調査等の災害支援活動が迅速に開始することができるよう、茨城県結城市と災害支援協定を締結しましたので、お知らせいたします。

1. 協定締結日

令和 3 年 4 月 15 日

2. 協定対象施設

結城市下水浄化センター

観音ポンプ場

田村内ポンプ場

中ポンプ場

(参考)

災害支援協定とは、下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正（平成 27 年 5 月 20 日公布、同年 7 月 19 日施行）により創設された災害時維持修繕協定で定めるべき事項に加えて、災害査定に必要な資料作成、現地調査、災害査定への立会等の事項についても定めた、災害時における包括的な支援協定を、JS が地方公共団体との間で締結するものです。

【お問い合わせ先】

日本下水道事業団

○ 関東・北陸総合事務所 総務協定課長 上條

TEL 03-3818-1211